

第1回検討会での主な意見 (危険物施設における泡消火設備の見直し)

令和7年度 危険物施設のスマート保安等に係る調査検討会
(第2回)

消防庁危険物保安室

危険物施設における泡消火設備の現状

現 状

- 泡消火設備については、石油等への消火効果を高めるため、フッ素化合物（PFAS）が添加されているもの（水成膜泡消火薬剤等）があり、PFASの難分解性や生物蓄積性に鑑み、国際的に環境規制が強化されている。
- 危険物施設の泡消火設備については、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）において定められており、消火方法や危険物の種類に応じて泡消火薬剤（水成膜泡消火薬剤、たん白泡消火薬剤等）が告示第17条に規定されている。
- セルフガソリンスタンドに設置されているパッケージ型固定泡消火設備については、告示第18条に規定されており、消火薬剤については水成膜泡消火薬剤又は機械泡消火薬剤に限定されているが、いずれの薬剤も一般的にPFASが添加されている。



第1回検討会での主な意見

検討の方向性（第1回検討会）

- 最新の技術開発の状況等を踏まえつつ、危険物施設の泡消火設備の薬剤をPFASが添加されていないものに置き換えるため、**技術基準の見直し**を検討する。
- 本年度においては、セルフガソリンスタンドに設置されている**パッケージ型固定泡消火設備**について検討する。
なお、基準の見直しの検討にあたっては、以下の事項について検討することとしてはどうか。
- **パッケージ型固定泡消火設備において求められる消火薬剤の性能及び試験方法についての整理・検討**
 - ・**パッケージ型固定泡消火設備に求められる性能**について、想定される火災等を踏まえて整理。
 - ・**試験方法や評価基準等**について整理。
(試験方法・基準の整理にあたっては、**現行の泡消火薬剤に係る法令**（告示や泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令）や水成膜泡消火薬剤の代替となりうる**消火薬剤の性能等**を踏まえて検討)
- **PFAS非含有消火薬剤**（合成界面活性剤泡消火薬剤等）での**消火試験等の実施**。
 - ・PFAS非含有消火薬剤を用いて、**整理した消火試験等について検証を実施**し、必要に応じて基準等を見直し。
- **消防法令における技術基準上**の整理
 - ・消火試験の結果等を踏まえ、**現行基準（告示）**の改正に向けて整理。

第1回検討会での主な意見

消火試験の基準について

- PFAS非含有消火薬剤を用いた消火試験方法について、**消火性能を確認することが重要**である。

薬剤の転換による環境等の影響について

- PFAS非含有泡消火薬剤の消火性能だけを評価すればいいのか。毒性や環境への影響についてはどう考えるのか。
- PFAS非含有泡消火薬剤への入替に伴い、新たにリスク要因が発生しないかについて検討するうえで、環境や人体への影響等は所管省庁で検討していくこととし、本検討会では**消火性能にフォーカスして議論**することとする。